

相続時精算課税制度徹底解説 ～相続時精算課税適用者が先に死亡した場合～ その10

シリーズで相続時精算課税制度について、令和5年度の改正の概要や活用の留意点などについて、徹底解説をしています。第10回目は、相続時精算課税適用者が先に死亡した場合の課税関係について解説します。

特定贈与者の死亡以前にその特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含みます。）は、その者が有していたこの規定の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継します。

死亡した相続時精算課税適用者の相続人は、その後その特定贈与者の相続時に、相続時精算課税適用者を受遺者とみなし、その受贈財産を特定贈与者の遺贈財産とみなして計算した相続税額から既に支払った贈与税額を控除した税額を納付する（控除する贈与税額が多い場合には還付を受けることができます。）こととなります。ただし、その相続人のうちに特定贈与者がある場合には、その特定贈与者は、その納税に係る権利又は義務を承継しません。

そこで、相続時精算課税による贈与が行われた場合に、相続時精算課税適用者が先に死亡した場合の相続税等の計算について、設例で解説します。

【設例】相続時精算課税適用者が先に死亡した場合

1. 父（令和5年死亡）
2. 父の相続人 長男の子（長男の代襲相続人）
3. 長男（令和3年死亡） 長男固有の財産は父からの贈与財産を除き1億円
4. 長男の相続人 妻・子（法定相続分どおり相続）
5. 父の財産 3億円（そのほか、相続時精算課税による贈与財産2億円）
6. 相続時精算課税による贈与 父から長男へ令和元年に2億円を贈与（令和3年の相続税評価額も同額と仮定）
7. 相続税・贈与税の計算 （単位：万円）

	相続時精算課税贈与があった場合					相続時精算課税贈与がなかった場合		
	長男の相続税（注）		父の相続税			長男の相続税		父の相続税
	妻	子	長男の子	長男の妻	承継相続人	妻	子	長男の子
相続財産	13,250	13,250	30,000	—	—	5,000	5,000	50,000
相続時精算課税適用財産の価額	—	—	—	—	20,000	—	—	—
課税価格	13,250	13,250	30,000	—	20,000	5,000	5,000	50,000
基礎控除額	4,200		3,600			4,200		3,600
課税遺産総額	22,300		46,400			5,800		44,000
相続税の総額	5,520		19,000			770		19,000
各人の算出税額	2,760	2,760	11,400	—	7,600	385	385	19,000
配偶者の税額軽減額	△2,760	—	—	—	—	△385	—	—
相続時精算課税贈与分の贈与税額控除額	—	—	—	—	△3,500	—	—	—
小計	0	2,760	11,400	—	4,100	0	385	19,000
承継割合（法定相続分）	—	—	1/2	1/2	—	—	—	—
承継納税額	—	—	2,050	2,050	/	—	—	—
納付すべき相続税額	0	2,760	13,450	2,050		—	—	—
長男及び父の相続税 ＋贈与税合計額	2,760		19,000			0	385	19,000
合計税額	21,760					19,385		

（注）① 長男が受けた相続時精算課税の贈与税（2億円－2,500万円）×20%＝3,500万円

② 長男の相続税の課税価格（2億円－3,500万円）＋1億円＝26,500万円

以上の設例からわかるように、相続時精算課税を利用して贈与した場合で、相続時精算課税適用者が先に死亡したときは、贈与した部分が持ち戻しされて二重課税になり、通常よりも多額の税金を支払うこととなります（設例の場合には、21,760万円－19,385万円＝2,375万円負担増という結果になります。）。（文責： 山本和義）